

# 島根県地震被災建築物応急危険度判定

## 業務マニュアル

令和3年4月

島 根 県



# 島根県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル

## 目 次

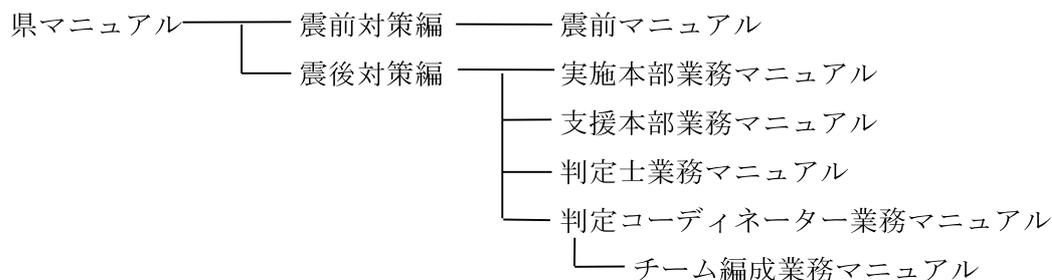
はじめに	1
第1章 震前対策編	
1. 震前マニュアル	3
第2章 震後対策編	
1. 実施本部業務マニュアル	7
2. 支援本部業務マニュアル	14
3. 判定士業務マニュアル	19
4. 判定コーディネーター業務マニュアル	24
5. チーム編成業務マニュアル	27
第3章 用語	30
標準判定資機材一覧表	34
関係機関連絡先一覧	35

## はじめに

この「島根県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（以下「県マニュアル」という。）」は、島根県地震被災建築物応急危険度判定要綱（以下「県要綱」という。）に基づく判定を円滑に実施するため、全国協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（以下「全国マニュアル」という。）」の規定事項を基本として、県の地域防災計画との整合を図りつつ地域事情を考慮して制定したものである。

県マニュアルは、6つの業務マニュアルから構成されている。なお、大規模地震時における広域支援業務の内容については、中国・四国被災建築物応急危険度判定協議会の幹事県等に設置される広域支援本部の業務を記載した「広域支援本部業務マニュアル」によることとし、県マニュアルとしては制定しないものとする。

なお、判定に係る事項は日進月歩している分野でもあり、今後とも全国協議会の研究成果を逐次取り入れるなど必要に応じて改訂を行う。



### （1）震前マニュアル

地震災害発生後に判定が円滑に進められるよう、島根県及び市町村等が、平時において準備すべき事項についてマニュアル化したものである。

### （2）実施本部業務マニュアル

市町村の災害対策本部が、判定の実施を決定する時点から、被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）の円滑な業務遂行に必要な事項についてマニュアル化したものである。

### （3）支援本部業務マニュアル

実施本部を設置した市町村が判定業務の支援を要請した場合、支援要請を受けた知事が、被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）の設置を決定する時点からの支援業務の完了に至るまでの必要な事項についてマニュアル化したものである。

### （4）判定士業務マニュアル

判定業務に携わる被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）が、円滑に業務を遂行するために必要な事項についてマニュアル化したものである。

なお、記載内容が判定士心得というべきものであることから、島根県及び市町村は、判定士がこのように行動することを前提に（1）～（6）のマニュアルを使用する。

(5) 判定コーディネーター業務マニュアル

被災建築物応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）が、実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定士の指導・支援を行うために必要な事項についてマニュアル化したものである。

(6) チーム編成業務マニュアル

被災地で判定を実施する判定チームの編成（判定士2名で編成）に係わる業務に関して必要な事項についてマニュアル化したものである。チーム編成は判定コーディネーターの業務であるため、本マニュアルは（5）判定コーディネーター業務マニュアルの付属マニュアルとして使用する。



# 第1章 震前対策編

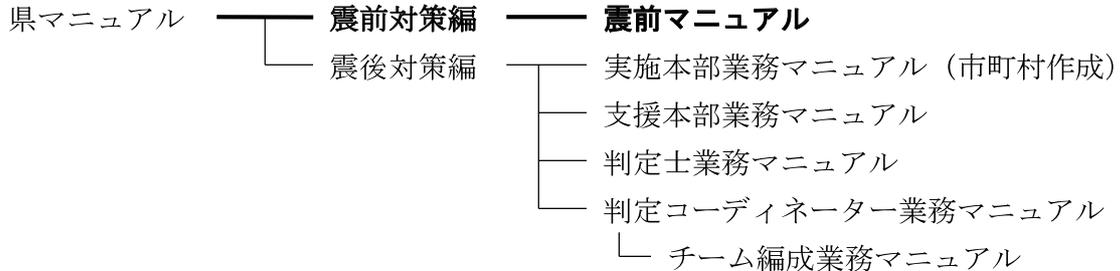
## 1. 震前マニュアル



## 第1 目的

このマニュアルは、地震発生後において、被災建築物の応急危険度判定を円滑に実施するため、判定に関する計画の作成、判定士の養成、判定資機材の備蓄等あらかじめ震前に、島根県（支援本部）が準備すべき基本的事項について定めるものである。

[島根県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成]



## 第2 判定士の養成・登録・名簿作成

- 1 県は、県要綱により、講習会を開催し、判定士の認定・台帳登録を行い、その名簿を作成する。
- 2 目標登録判定士数は、県の地域防災計画（R3.3）において、県内で最大規模の建物被害（津波が原因による被害を除く。）が発生すると仮定した場合の必要判定士数に基づき定める。

\* 目標登録判定士数：1,146人

### 算定式

最大判定対象棟数を10日間で判定することとし、初動3日間分を県内判定士が判定することを想定し、目標登録判定士数を算出する。

判定対象棟数＝全半壊棟数×1.8\*倍

・全半壊棟数52,819棟（島根半島沖合断層）×1.8＝95,074棟

・95,074棟/（10日×15棟\*）×3日/10日＝190.14≒191組（2人1組）⇒191×2＝382人

島根県本土内を3エリア（東部、中部、西部）で分け、本土の2/3が被災したことを想定し、1エリアの判定士のみで判定できる判定士数を目標とする。

382×3＝1,146人 **目標登録判定士数1,146人**

\*：阪神淡路大震災、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震、熊本地震における実績値（全半壊棟数に対する判定棟数）

- 3 目標人数に達した後も、転居や高齢化等の理由により実際に判定を行うことができる判定士数の不足が生じることが想定されることから、必要に応じて講習会を開催し、判定士の養成、登録及び名簿作成を行う。

### 第3 判定コーディネーターの養成・登録・名簿作成

- 1 県は、判定を円滑に実施するため、行政職員等からなる判定コーディネーターの講習会等を開催し、養成する。
- 2 判定コーディネーターは、次により以下の人数を目標として養成する。
  - ① 目標登録判定士数の1/100以上
  - ② 行政職員については、市町村や島根県の判定所管課に配属されている職員を、判定所管課ごとに常時1人以上確保しておく。
- 3 島根県は、判定士と同様に判定コーディネーターの名簿を市町村ごとに作成、保管し、市町村は名簿を保管する。

### 第4 支援体制の確立

- 1 県は、被災市町村から実施本部設置の連絡を受けられる体制を整える。  
全国協議会による連絡訓練の際に、県内の市町村との連絡訓練を実施する。
- 2 連絡網の整備  
市町村の担当部署及びブロック幹事県である広島県担当部署との連絡網を整備し、円滑に連絡が行えるようにする。
- 3 震前支援計画の作成  
県は、災害時に円滑な判定活動が行えるよう、被災状況の把握方法を検討し、あらかじめ震前支援計画を作成する。作成にあたっての項目は、支援本部業務マニュアル第4、第5を参照のこと。

震前支援計画は、市町村ごとに次の内容により作成する。

- ① 応援判定士等の派遣人数・派遣期間（1次派遣～〇次派遣）
- ② 応援判定士等の派遣場所
- ③ 応援判定士等の派遣要請先（市町村、都道府県）
- ④ 判定資機材の提供

市町村の震前実施計画の内容が具体的でない場合には、支援本部（県）は、判定実施区域の優先順位について実施本部（市町村）と調整のうえ、①～④を計画する。

### 第5 判定士受入体制の確立

県は、あらかじめ応援都道府県等からの応援判定士の受け入れを想定して、以下の体制整備を行う。

- 1 応援判定士のための宿泊施設を確保するための準備を行う。
- 2 応援判定士の1次参集場所までの移動手段等について、利用できる道路網・交通機関を予測して、要請にあたり速やかに情報提供できるよう準備する。
- 3 1次参集場所から、判定拠点までの応援判定士の移送について、あらかじめ移送手段及び移送主体を計画する。
- 4 受け入れる応援判定士の人数に応じて、判定拠点から判定実施区域への移動に使用する自動車、自転車等を確保するための準備を行う。

## 第6 判定士等の災害補償

県は、民間判定士の判定活動等のため、民間判定士等補償制度を活用するものとする。この制度を市町村及び民間判定士等へ普及と周知を図る。

## 第7 判定技術・運営体制の維持・向上

県は、判定技術の維持及び向上のため、定期的に判定技術等に関する講習及び訓練等を行う。

### 1 判定講習・訓練

県は、更新対象者に対して、更新に併せ講習の受講を促し、県内の判定士を対象に原則年1回実地訓練を行う。

### 2 連絡訓練

県は、実際の応急危険度判定を円滑に実施するため、全国連絡訓練に併せ、県内の市町村及び関係団体とのシミュレーション等の訓練を行う。

## 第8 判定資機材の備蓄

県は市町村と協力して準備し、県の地方機関又は市町村別に備蓄場所を記入した判定資機材備蓄リストを作成しておく。なお、住宅地図は、各市町村と県双方で所持しておく。

## 第9 相互支援体制の確保

### 1 相互支援体制の協議

大規模災害時には、広域的に判定が実施され、県内の判定士のみでは判定の実施が困難になる可能性があることから、都道府県等で構成される全国協議会において広域支援体制の確保を図る。

### 2 相互支援体制の確立のため防災所管部局等との協議

相互支援における支援の方法、応援受け入れ体制、費用の負担及び広域支援体制等については、防災危機管理課及び財政課との協議を行う。

## 第10 市町村との協議

県は、判定を円滑に行うため、判定実施に関する必要な事項について、市町村と協議を行う。また、市町村は、地域の実情に沿う判定の実施を可能とするため、県と建築関係団体との協議を踏まえ、市町村管内に在住、在勤する建築士等との連携が図れるよう体制整備を進める。

1 県及び市町村並びに島根県建築住宅施策推進協議会による応急危険度判定協議会を設置する。

2 協議会で決定した基本的事項については、県要綱として定める。

### 第11 判定制度のPR

県は、判定に関し、多数の判定士の確保並びに災害時における判定業務の円滑な実施のため、判定制度について普及、啓発を行い、建築士及び建築施工管理技士を始め住民の理解に努める。

全国協議会で作成しているPRパンフレット等を配付する。

### 第12 その他の体制整備

県及び市町村の判定所管課は、県防災危機管理課と連携しながら、判定が迅速かつ確実に実施できるよう、また判定終了後においても必要な体制整備を行う必要がある。

制定 平成19年 2月 5日

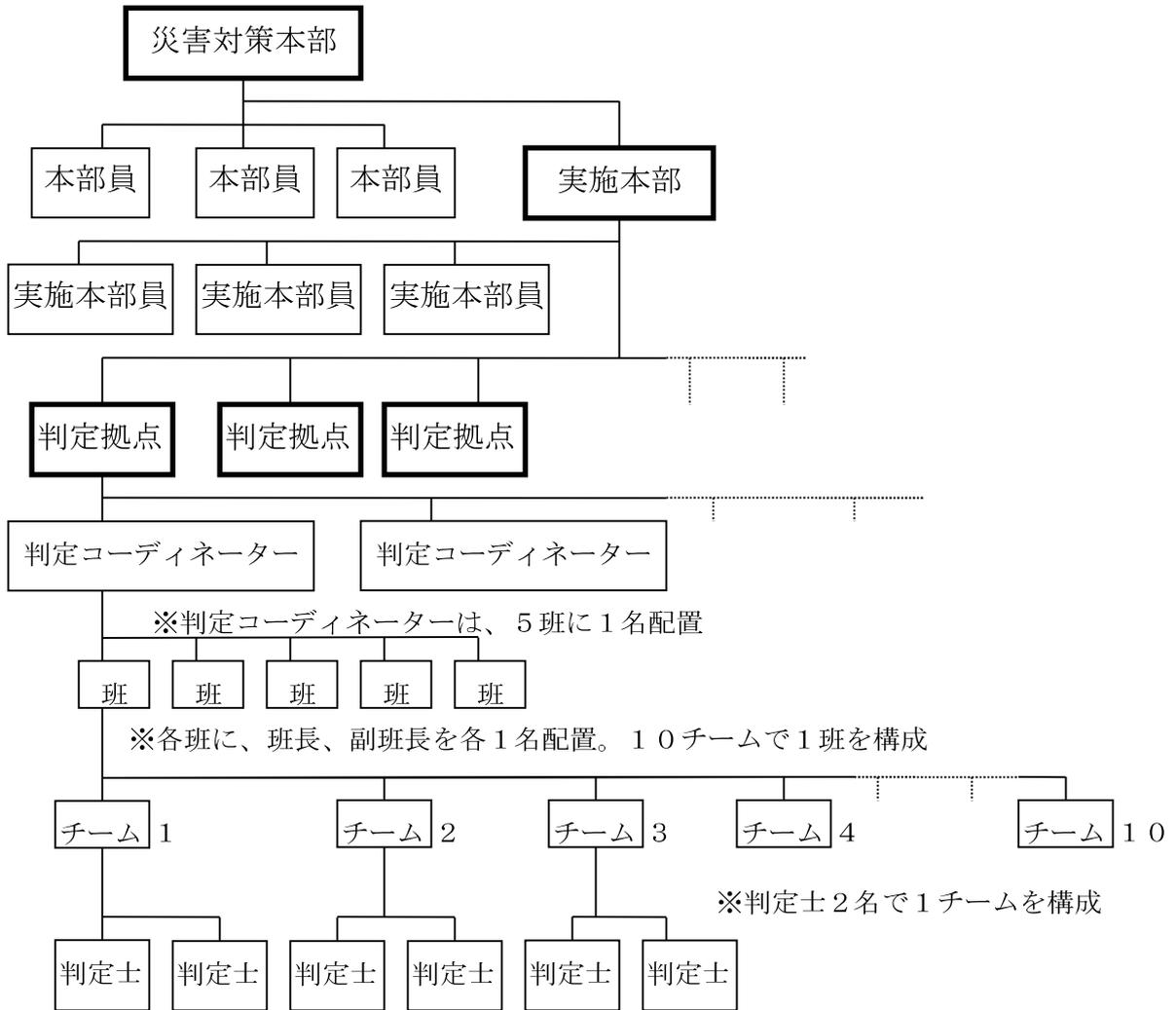
改定 令和 3年 4月 1日

## 第2章 震後対策編



# 1. 実施本部業務マニュアル

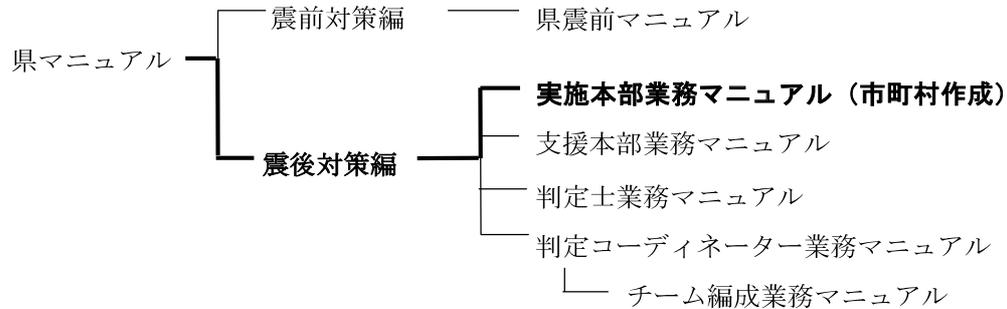
# 実施本部組織図



## 第1 目的

このマニュアルは、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するため、判定を実施する本部の業務をあらかじめ定めることにより、判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

[島根県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成]



## 第2 実施本部の設置

- 1 実施本部長（市町村の所管課長）は、震度5弱以上の地震が発生した場合、実施本部を立ち上げ、県（以下「支援本部」という）に実施本部を設置したことを連絡する。
- 2 設置場所は、市町村の所管課に設置する。ただし、庁舎が使用できない場合等は、直ちに代替施設を確保し、実施本部機能を確保する。

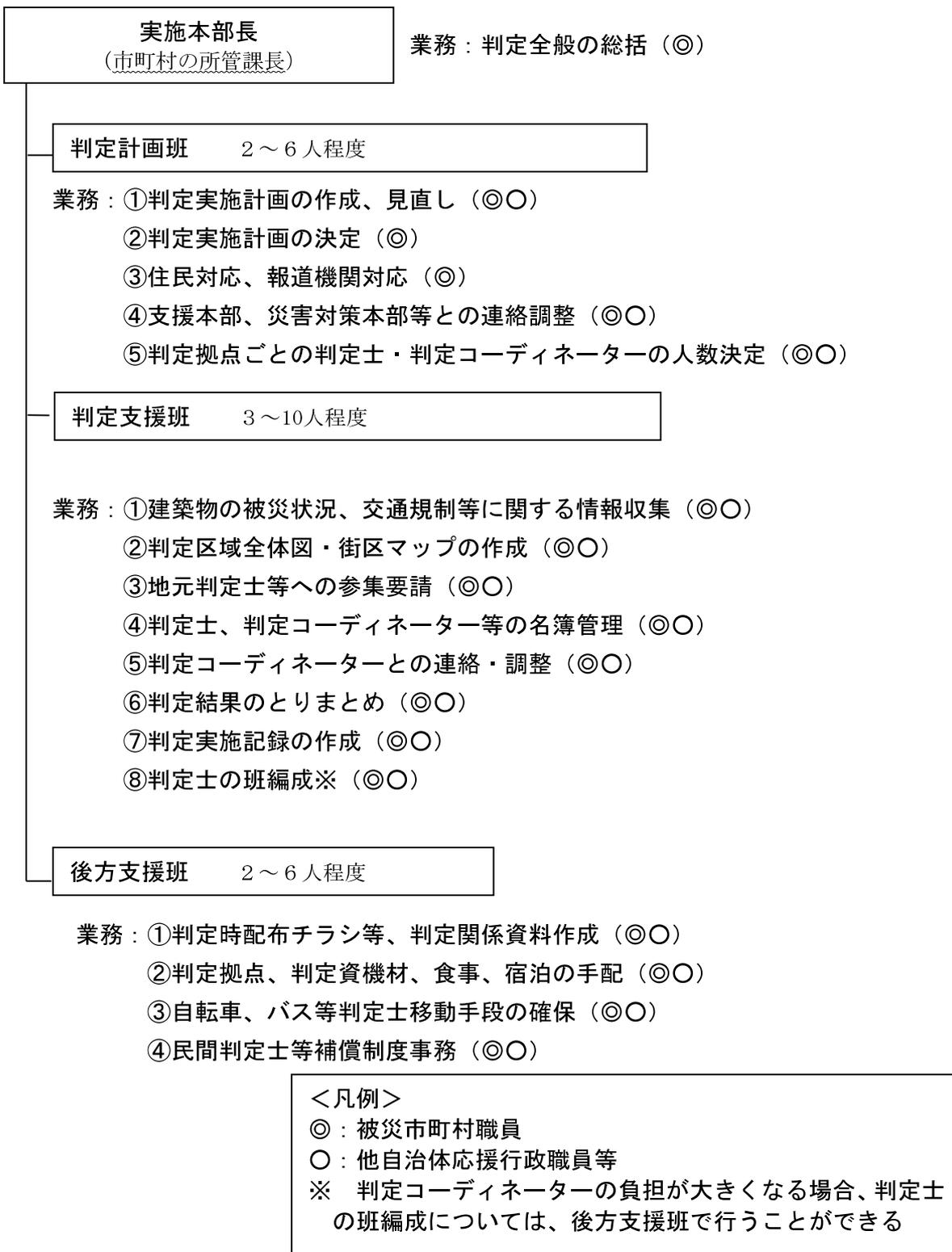
## 第3 判定実施要否の判断

- 1 震度5強以上の場合は判定を実施する。震度5弱以下の場合は、被害の状況に応じて実施本部長の判断に基づき実施の要否を判断する。
- 2 実施本部長は、判定の要否を判断した場合は、実施の有無にかかわらず、速やかに災害対策本部及び支援本部に判定要否を連絡する。

#### 第4 実施本部体制

1 実施本部の体制の例は以下のとおりとする。

○実施本部体制（例）



## 2 判定計画班

判定計画班は、災害対策本部及び支援本部との連絡を密にし、実施本部業務が円滑に行われるよう、次の業務を担う。

### (ア) 要判定区域、判定実施区域等の検討、決定

被害情報等をもとに地震の規模、被災範囲を推定し、建築物の倒壊等被害の大きいと予想される地域（以下「要判定区域」という。）を設定した上で、当該区域内の推定判定対象棟数から必要な判定士数、判定コーディネーター数を算出、決定し、その内容を速やかに支援本部に連絡する。

### (イ) 判定実施計画の作成、見直し

被害状況、被災地の状況に基づき、次の内容からなる判定実施計画を策定する。

#### ① オペレーションタイプ

タイプA：判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心として判定を実施。

タイプB：所有者等の「要請」に応じた対象の建築物について、「立入り」調査を含む判定を実施。

判定の調査方法は、タイプAを標準とし、必要に応じてタイプBを採用する。タイプBは一定の判定が終了した後、住民からの要望等により実施されることを想定しており、建築物への立入りにより危険が増大するため、採用にあたっては慎重を期する。

#### ② 判定実施区域及び判定拠点、優先順

要判定区域を区分し、それぞれの区分された区域（以下「判定実施区域」という。）について、判定の実施順位や判定スケジュール等を設定する。

#### ③ 対象となる建築物の用途、規模、構造

建築物の高さが10階程度以上の高層建築物や、大スパン構造、立体トラス構造及び吊り構造などの特殊な構造の建築物などは、外観等のみで判定が困難であるため、当該建築物の所有者等に連絡し、早期に建築士による調査を実施するように要請する。

#### ④ 判定実施期間

判定実施期間は、10日程度を目安とする。

#### ⑤ 必要判定士数

必要判定士数の算定に当たっては、1チーム当たりの1日の判定件数を20件と想定することを基本とし、判定実施区域の地理的条件等による増減も考慮する。また、判定士2名で1チームを編成するが、判定に際して住民対応が必要となった場合等、1チームに3人以上の判定士又は判定士2名と市町村職員1名以上で編成することも想定される。特に住民対応を行う場合は、地元判定士との組み合わせが望ましい。

#### ⑥ 地元判定士数・応援判定士数

#### ⑦ 必要判定コーディネーター数

判定コーディネーターは、判定士100名につき1名配置するよう算出する。

#### ⑧ 地元判定コーディネーター数・応援判定コーディネーター数

#### ⑨ 判定コーディネーターの配置計画

⑩ 判定資機材の数量

判定資機材等の保管場所が被災した場合や、交通途絶等により判定資機材の輸送が困難になる場合もあるため、適宜、備蓄数量から使用不可能数量を減じるなどしてリストを作成する。

⑪ その他

③から⑩までについては、判定実施区域ごとに定める。

(ウ) 住民への対応

1 被災地の住民に対して、判定実施の理解を得るために、制度の内容や判定の実施状況等について広報、周知する。

特に、判定と被災した建築物の残存耐震性能の把握を目的とする「被災度区分判定」や、被災証明交付のための「住家被害認定調査」は、混同されることが多いので、これらの違いについての広報は重要であり、判定士も判定中における住民の理解を得るために、判定業務を説明したパンフレットを持参し、必要に応じて配付する。

また、避難所やホームページ等において、以下の判定活動の実施に関する情報を掲示し、被災地の住民に、分かりやすい形で情報提供する。

- (i) 判定の開始日時
- (ii) 判定の実施予定期間
- (iii) 判定の実施予定区域
- (iv) 判定に関する問い合わせ窓口
- (v) その他

2 判定開始とともに、建築物等の所有者等からの判定結果に対する相談窓口を設置する。併せて、判定実施区域外の被災建築物所有者等からの判定要請に応じるため、必要に応じ窓口を設ける。

(エ) 支援本部、災害対策本部等関係機関との連絡調整

- 1 判定の中で被災宅地危険度判定の主管課と連携を図る場合は、当課と実施区域、実施体制及び実施期間等についての調整を図る。
- 2 判定実施計画を変更する必要がある場合、災害対策本部長にその旨を連絡する。
- 3 実施本部長は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、判定を受けた建築物について立入禁止や使用禁止などの適切な措置をとるよう災害対策本部長の要請する。
- 4 支援内容及び支援開始時期等について支援本部へ速やかな連絡を求める。

(オ) 判定結果の活用

実施本部は、判定結果を受け、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について考慮し、現地を再調査するなどの必要な措置をとる。

3 判定支援班

判定支援班は、判定計画班に必要な情報収集を行うほか、主として判定実施業務を行い、判定活動が円滑に行われるよう、次の業務を行う。

(ア) 地元判定士等の参集要請

判定支援班は、地元判定士等に参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間、必要な食事や移動手段等、必要な事項の連絡を行い、参集を要請する。

(イ) 判定コーディネーター及び判定士の配置

判定実施計画に基づき、判定コーディネーターの配置及び判定実施区域における必要な判定人数に応じた判定士を配置し、判定コーディネーターに班を編成させる。

(ウ) 判定士等の受入れ・名簿作成

- 1 参集した判定士等の受入れを行い、名簿を作成する。なお、応援判定士等の場合、代表者が持参する名簿、判定資機材のリストに基づきこれらの確認を行う。
- 2 前項により要請した支援内容に対する不足が認められた場合には、その内容について速やかに支援本部に連絡し、追加の支援を要請する。
- 3 保険加入手続きに必要な情報などについて支援本部に連絡する。

(エ) 判定調査方法等のガイダンス

判定活動の開始に先立ち、判定士に対する判定調査方法等についてのガイダンスを、判定コーディネーターに行わせる。

(オ) 判定業務の開始

判定コーディネーターに対して判定業務を開始するよう指示する。

(カ) 判定結果の報告

判定コーディネーターから報告を受けた当日分の判定結果をとりまとめ、災害対策本部及び支援本部へ報告する。

#### 4 後方支援班

(ア) 判定資機材の手配

判定拠点に必要な数量の判定資機材を輸送する。

(イ) 判定士等の輸送、宿泊所の手配等

- 1 参集場所から判定拠点等へ判定士等を輸送する。
- 2 判定士等の宿泊場所の確保、食料の準備等の確認を行う。

#### 第5 判定結果の活用

実施本部長は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、判定を受けた建築物について立入禁止や使用禁止などの適切な措置をとるよう災害対策本部長に要請する。

#### 第6 支援本部への支援要請

実施本部長は、必要に応じて支援本部長に対して判定士、実施本部員、判定コーディネーターの派遣及び判定資機材等の支援要請を行う。

## 第7 判定業務の中止

- 1 実施本部は、荒天等により判定の継続が危険と判断される場合は、判定コーディネーターに対して判定業務を中止するよう指示する。  
なお、中止の判断は、支援本部または判定コーディネーターの意見を参考にすることができる。
- 2 実施本部は、判定業務の中止を判断したときは、支援本部に速やかに報告するものとする。

## 第8 実施本部業務の終了

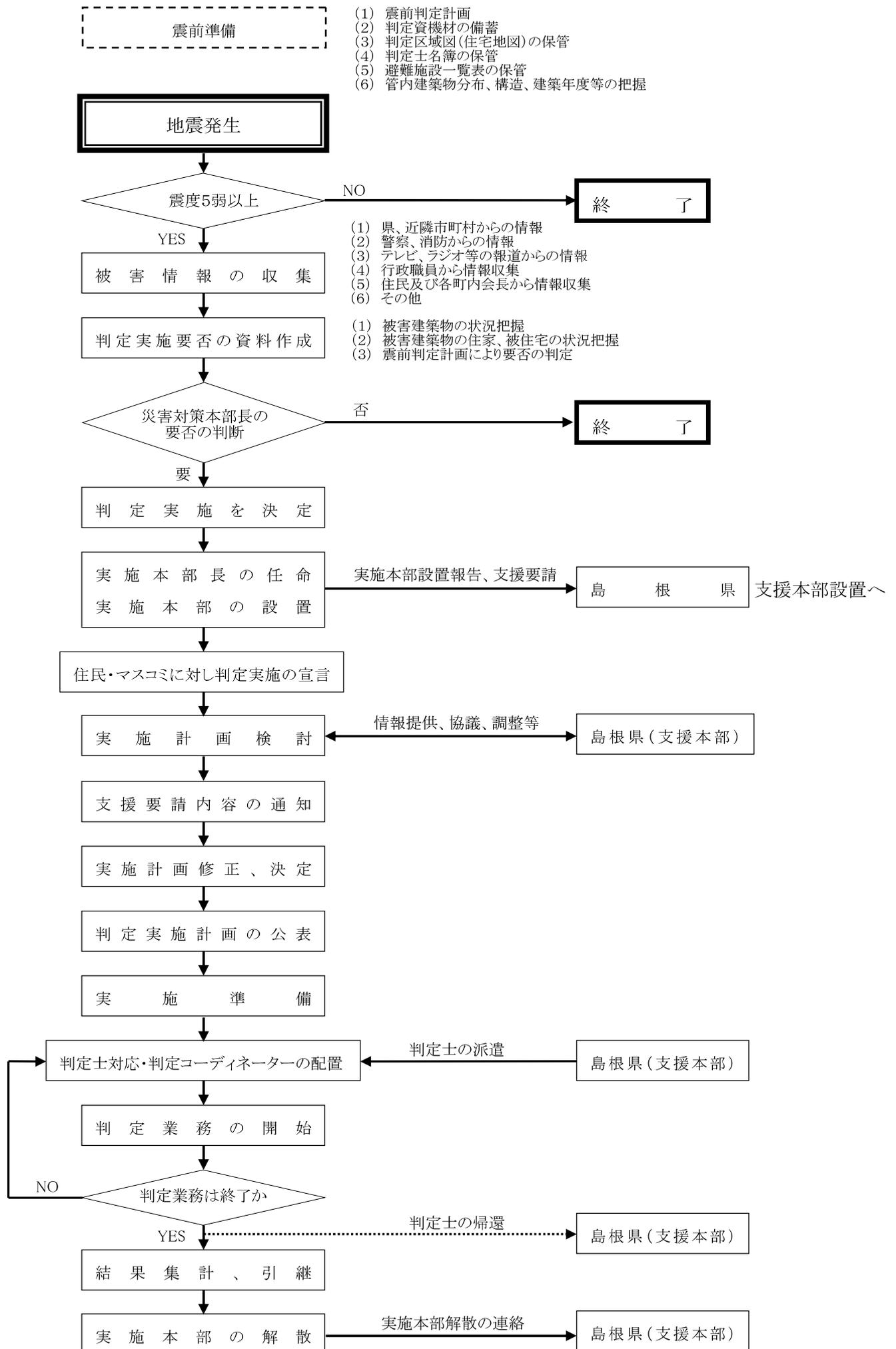
- 1 判定業務の終了は、原則、判定実施計画に基づく実施期間が満了した時点とする。
- 2 判定支援班は、判定結果の最終集計及び資料の整理を行う。
- 3 判定計画班は、最終集計された判定結果を、災害対策本部及び支援本部へ報告する。  
判定結果は、判定実施日ごとに集計し、災害対策本部長及び支援本部長に報告するが、判定実施の終了時点においては全体を最終集計し、以下の資料を作成して災害対策本部長及び支援本部長に提出する。
  - (i) 判定実施区域図（全体区域図）
  - (ii) 判定結果集計表
  - (iii) その他資料
- 4 実施本部長は、最終集計された判定結果を防災所管課へ引き継ぐとともに、実施本部を解散する。

## 第9 実施本部解散後の対応

- 1 市町村所管課は、災害対策本部と連携して、必要に応じ、建築物等の所有者等からの被災度区分判定等の相談等に対応できるよう、建築関係団体への協力要請や相談窓口を設置するなど適切な措置をとる。
- 2 市町村所管課は、実施本部解散後においても、判定結果を災害復興等に役立てるべく災害対策本部に協力する。
- 3 判定結果等の関連資料等の保管は、市町村所管課が行うものとする。
- 4 市町村所管課は、災害対策本部解散後においても、判定に従事した判定士等へのアフター・ケアを心がける。

制定 平成19年 2月 5日  
改正 令和 3年 4月 1日

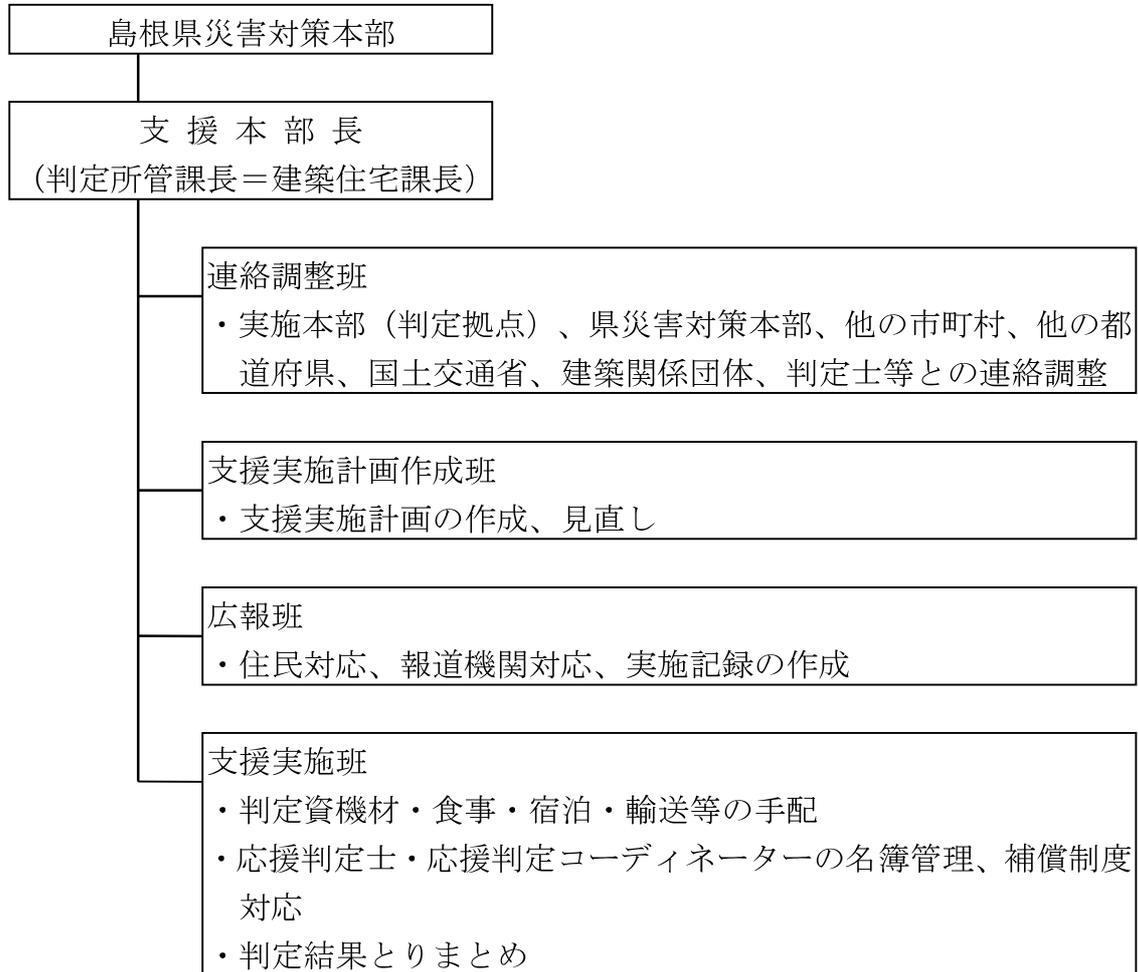
# 【実施本部作業フロー】





## 2. 支援本部業務マニュアル

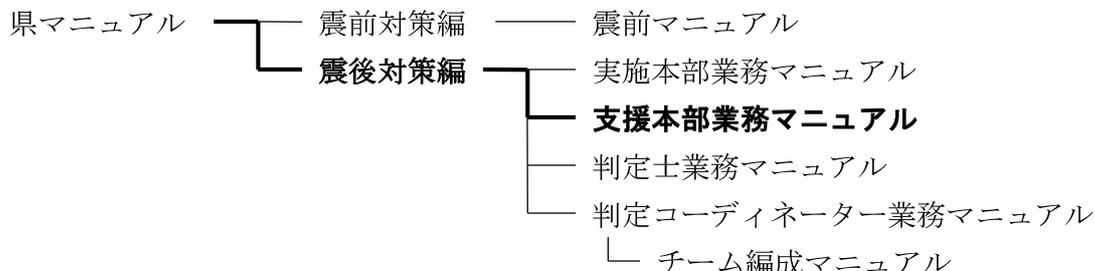
## 支援本部体制



## 第1 目的

このマニュアルは、市町村の被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）が実施する被災建築物応急危険度判定を支援するため、被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）の業務について定めるものである。

[島根県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成]



## 第2 支援本部の設置

- 1 建築住宅課長は、震度5強以上の地震が発生した場合、又は被災市町村から実施本部設置の連絡を受けた場合、支援本部を立ち上げる。
- 2 支援本部長に建築住宅課長を充て、支援本部員に建築住宅課建築物安全推進室職員を充てる。
- 3 支援本部長は、管内の市町村のうち被害を受けていない市町村、広域支援本部となるブロック幹事県である広島県及び国土交通省住宅局建築指導課（以下「国土交通省」という。）並びに地域の建築関係団体に対し、実施本部及び支援本部を設置した旨を連絡する。
- 4 支援本部は、建築住宅課に設置する。
- 5 建築住宅課長は、被害を受けている建築物の数が多いために、県の職員だけでは支援本部の運営が困難であると判断した場合、市町村、広島県及び応援協定が締結された都道府県等に対し、支援本部の業務にあたる職員の派遣を要請するものとする。
- 6 実施本部から実施本部員や判定コーディネーターの派遣に関する支援要請を受けた場合、支援本部は、実施本部以外の管内市町村に対し、応援職員の派遣を要請する。

## 第3 被害状況の把握

支援本部は、次の情報源等から被害状況に関する情報を収集する。

- i) 被災した市町村の判定所管課への照会
- ii) 地方機関による現地の状況確認パトロールによる報告
- iii) 防災部防災危機管理課（災害対策本部）への照会  
毎日定刻に、現在の状況について活動日時、活動人数及び支援内容を災害対策本部へ報告
- iv) 国土交通省からの情報（国土地理院や各地方整備局等による緊急調査、広域道路情報等）
- v) テレビ・ラジオ等マスコミ情報の聴取
- vi) インターネット・ホームページ情報の閲覧
- vii) 建築関係団体への照会
- viii) その他

#### 第4 判定支援計画の作成

- 1 支援本部は、実施本部からの要請内容（応援判定士、応援判定コーディネーター及び応援職員（以下「応援判定士等」という。）の派遣人数、派遣期間並びに宿泊場所の確保、食事提供及び輸送手段の確保に関する支援）や被害状況等を考慮して、判定支援計画を作成する。  
また、広域支援を必要とする場合は、広島県と調整のうえ、判定広域支援計画を速やかに作成する。
- 2 支援本部は実施本部からの実施状況報告に応じ、速やかに判定支援計画の見直しをする。
- 3 支援本部は、判定支援計画の作成又は変更を行ったときは、実施本部（判定計画班）、応援市町村及び広島県に報告する。

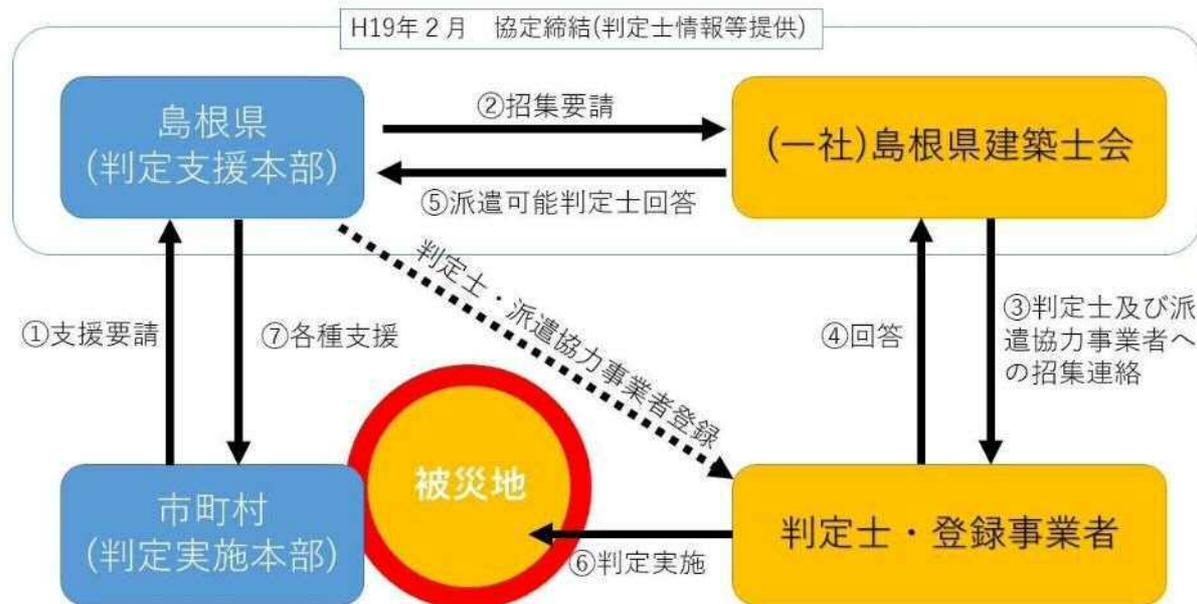
#### 第5 支援実施計画の内容

支援実施計画は、実施本部が作成する判定実施計画を基に、被災市町村ごとに次の内容により作成し、必要に応じてその見直しを行う。

- ① 応援判定士等の派遣人数・派遣期間（1次派遣～〇次派遣）
- ② 応援判定士等の派遣場所
- ③ 応援判定士等の派遣要請先（市町村、都道府県）
- ④ 判定資機材の提供
- ⑤ 宿泊場所の確保
- ⑥ 食事の提供
- ⑦ 判定士等の輸送手段

#### 第6 支援本部による支援要請

- 1 建築住宅課長は、支援に必要な次の事項について、あらかじめ定める緊急連絡網等を通じ、県内の応援市町村に対し、支援を要請する。
  - ① 応援判定士及び応援判定コーディネーターの派遣
  - ② 実施本部の業務にあたる実施本部員の派遣
  - ③ 判定資機材の提供
  - ④ 判定士の災害補償への対応
  - ⑤ 実施本部又は判定拠点までの輸送手段の用意
  - ⑥ その他
- 2 ブロック幹事県（広島県）との調整  
支援本部は、県及び県内の市町村だけでは、実施本部から要請を受けている支援が実現できないと判断した場合、広島県に対し、前項①から⑥までに掲げる事項について支援を要請する。
- 3 支援本部は、判定支援計画の見直しにより支援規模の縮小等があった時は、必要に応じて支援要請の終了を広島県に通知をする。
- 4 （一社）島根県建築士会との調整  
発災後、判定対象棟数から公務員判定士では十分に対応できない場合等、民間判定士を活用する必要が生じた際は、平成19年2月の協定により（一社）島根県建築士会（以下「士会」という。）に民間判定士及び島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者の情報を提供し、招集要請を行う。



### 第7 支援本部による応援判定士等の派遣及び帰還

- 1 実施本部から要請を受けた支援本部は、次により応援判定士等を派遣する。  
 まずは県職員等行政職員で実施。判定件数等から民間判定士の参集を建築士会に要請する。
  - ① 参集した応援判定士等の名簿を作成する。
  - ② 必要に応じて、参集した応援判定士等に判定資機材等を配付する。
  - ③ 民間の応援判定士等について、名簿の内容に応じて民間判定士等補償制度の手続きを行う。
  - ④ 用意した輸送手段により、応援判定士等を実施本部や判定拠点へ移送する。
  - ⑤ 応援判定士等の代表者が応援判定士等の名簿、判定資機材等のリストを支援本部から預かり、実施本部あるいは判定拠点に届ける。
- 2 実施本部は、支援本部が派遣した応援判定士等を次の処理を行った後帰還させる。
  - ・用意した輸送手段により帰還した応援判定士等の受付
  - ・使用した判定資機材の回収

### 第8 民間判定士、判定コーディネーターへの補償手続きについて

公務災害の適用とならない民間判定士及び判定コーディネーター（以下「民間判定士等」という。）の災害時の補償については、判定士名簿に基づき、民間判定士等補償要領により対応する。

民間判定士等補償制度の事務処理に当たっては、同要領及び同事務マニュアルに基づき処理する。

### 第9 応援都道府県への費用負担について

応援都道府県が応援に要した費用の負担については、全国協議会が策定した、「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担ガイドライン」の負担区分等によりその費用を負担する。

### 第10 判定の実施記録の作成

関係機関とのやり取り、支援本部及び実施本部の活動状況並びに県内の判定活動状況等を時系列で整理し記録を作成する。

実施本部から報告を受けた判定結果を集計・分析し、県防災危機管理課へ毎日定刻（同課

と協議。)に報告を行う。

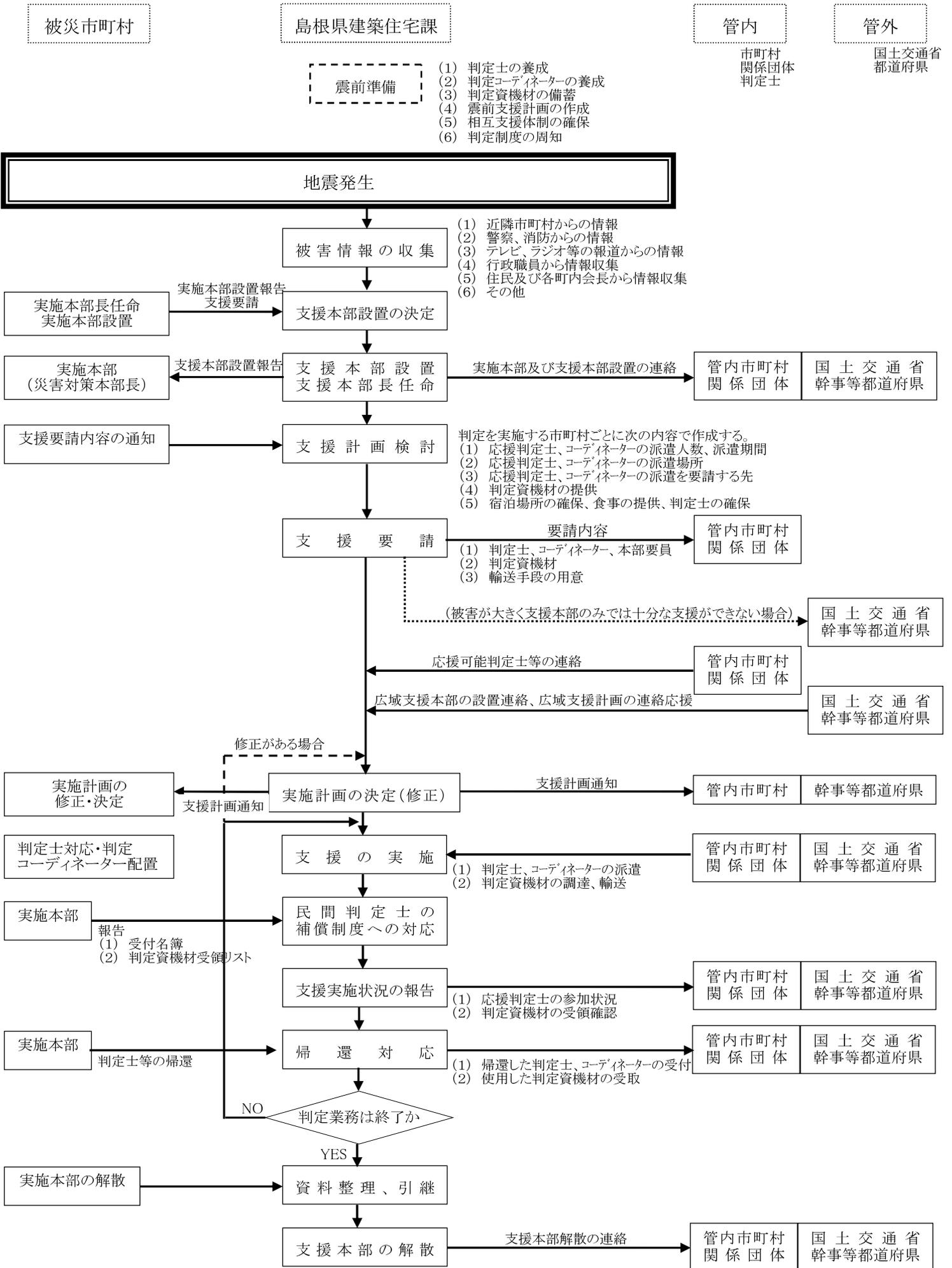
#### 第11 支援本部業務の終了

- 1 支援本部は以下の業務が完了した時点をもって終了とする。
  - 1) 支援実施の終了  
支援本部は、各実施本部から業務が終了し、解散する旨の報告を受けることとする。
  - 2) 判定結果の集計  
判定結果の集計は、各実施本部からの判定集計に基づいて全体集計を行い、以下の資料を作成し、災害対策本部長に提出する。(例：保存期間5年間)
    - (i) 判定実施区域図
    - (ii) 判定結果集計表
    - (iii) その他資料
  - 3) 判定活動資料整理  
判定活動資料整理は、支援業務終了後速やかに行い、その後の対応に活用できるように整理する。また、後日の費用負担や、判定士の補償対応のためにも、判定士、判定コーディネーターや支援資機材について支援状況の記録を作成する。
- 2 支援本部長は、支援業務終了後、県防災危機管理課長と協議し、支援本部を解散する。

制定 平成19年10月29日

改正 令和3年4月1日

# 【支援本部作業フロー】

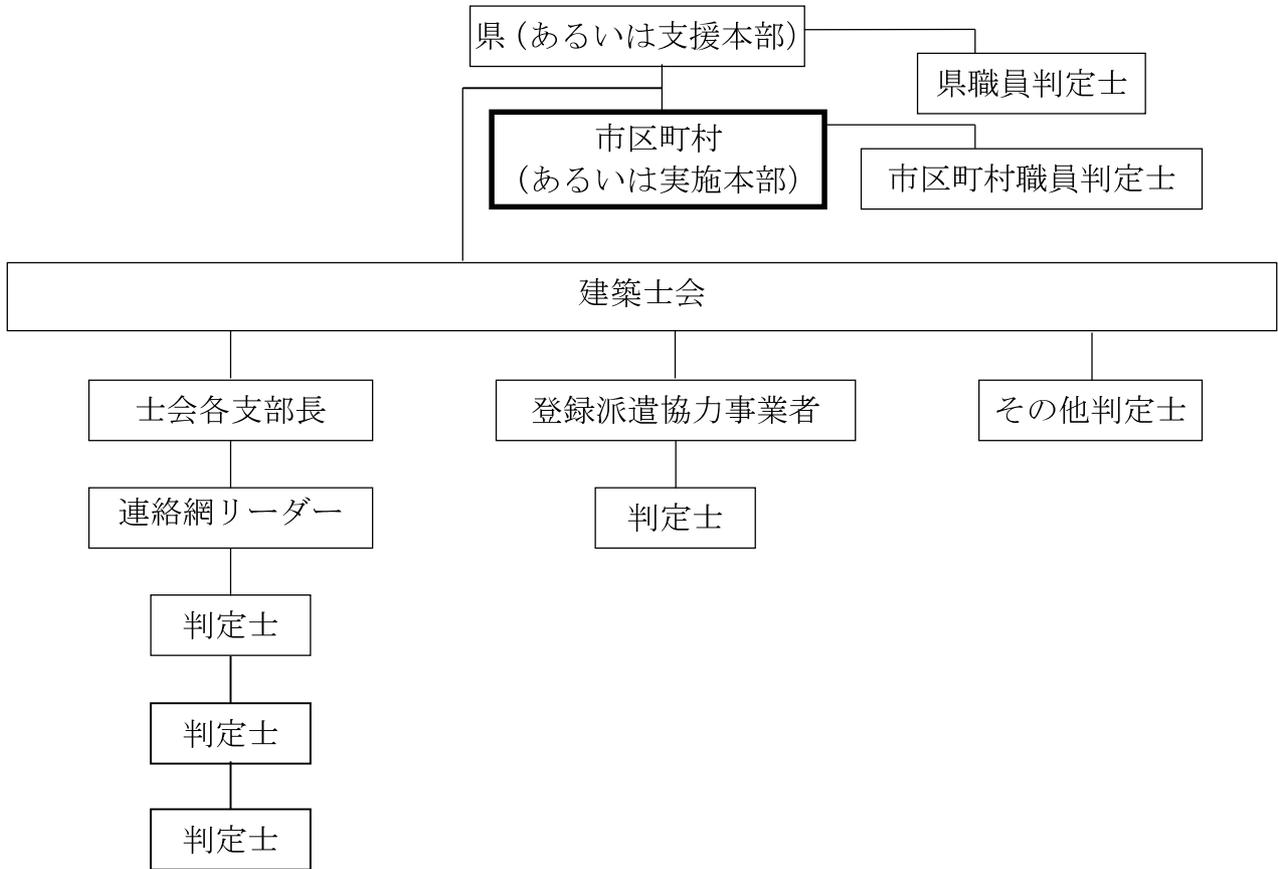




## 2. 支援本部業務マニュアル

# 連絡網

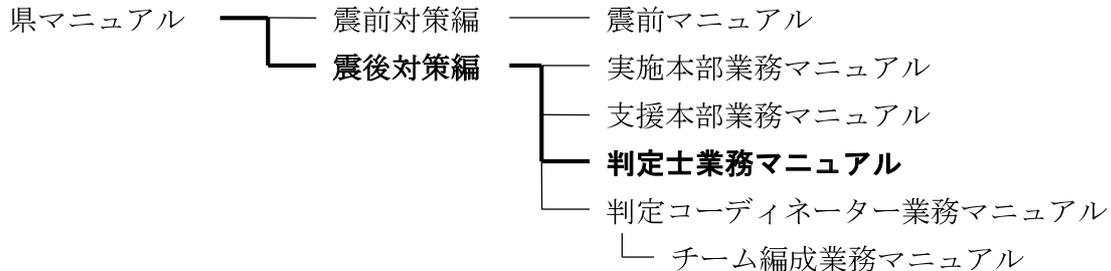
## 判定士連絡網



## 第1 目的

このマニュアルは、地震による被災建築物応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士の業務基準を定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を、迅速かつ的確に行い余震による二次災害の防止を図ることを目的とする。

### [島根県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成]



## 第2 判定業務の心得

1 判定士は、原則として県の要請により判定業務に従事する。

ただし、要請を受けないで自ら判定業務に従事することを希望する場合は、必ず実施本部又は支援本部（県）の指示に従い行動する。

2 判定士は、判定業務を行う被災地の都道府県等が定めた業務基準を遵守し、迅速かつ誠実に被災建築物の判定を行う。

## 第3 判定士の編成及び判定コーディネーター

判定士は、実施本部のもと、以下の組織に編成される。

### (1) チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位。原則、判定士2名で構成される。

### (2) 班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

### (3) 判定コーディネーター

支援本部において、判定の実施のために判定士の指導支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者。

判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

## 第4 応急危険度判定士の参集行動基準

### 1 地元判定士の行動基準

地元判定士は、次のように行動する。

(1) 被災地の市町村より参集要請の連絡を受けた場合は、参集日時、判定従事期間、参集場所（一次参集場所等）及び参集場所までの移動方法の確認を行う。

(2) 判定作業に協力するかどうかは家族、勤務先の被災状況及び自己の健康状態を勘案し、家族、勤務先ともよく相談し決める。

- (3) 判定士は、指定された参集日時、参集場所に指定された方法により移動する。
- (4) 判定士は参集場所に到着後、判定コーディネーターに対して、必要な事項の申告及び参集の途中で得た被災地の状況を報告する。
- (5) 判定士は、班長から判定資機材の提供を受けるとともに、以下の内容の説明を受ける。
  - ① 被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）
  - ② 気象情報（気温、風速、降雨等）
  - ③ 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
  - ④ 判定方法（オペレーションタイプ、判定調査表等）
  - ⑤ 被災地情報（避難所の位置、被災住民への情報等）
  - ⑥ 出発時間、現地への移動手段、現地における参集時間、参集場所
  - ⑦ 判定作業中の危険防止についての注意
- (6) 判定士は、家族及び勤務先に行動スケジュール及び緊急連絡先を伝えておく。
- (7) 判定士は、参集場所到着後は原則として実施本部の指揮下に入る。

## 2 応援都道府県及び応援市区町村の判定士の行動基準

応援都道府県及び応援市区町村（以下「応援都道府県等」という。）の判定士は、次により行動する。

- (1) 判定士は、応援都道府県等からの判定応援要請の連絡を受けた場合は参集日時、参集場所及び判定業務従事予定期間等の確認を行う。
- (2) 応援の判定作業に参加するかどうか家族、勤務先ともよく相談し決定する。
- (3) 判定作業に参加する場合は、判定活動受諾の連絡を行い、被災地の状況に応じ、特に持参すべき判定資機材、判定用具等の指示を受ける。
- (4) 判定士は、参集場所に到着後、応援都道府県等の職員に自己の健康状態を含め必要な事項の申告を行う。
- (5) 判定士は、被災地の支援本部又は実施本部到着までの間は原則として応援都道府県等の指揮下に入る。
- (6) 被災地の支援本部又は実施本部への移動は、原則として応援都道府県等が指定した方法により移動する。
- (7) 判定士は、班長から判定資機材の提供を受けるとともに、以下の内容の説明を受ける。
  - ① 被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）
  - ② 気象情報（気温、風速、降雨等）
  - ③ 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
  - ④ 判定方法（オペレーションタイプ、判定調査表等）
  - ⑤ 判定実施区域周辺の情報（避難所の位置、被災住民への情報等）
  - ⑥ 出発時間、現地への移動手段、現地における参集時間、参集場所
  - ⑦ 判定作業中の危険防止についての注意
- (8) 被災地の支援本部又は実施本部到着後は、原則として支援本部又は実施本部の指揮下に入る。

## 第5 持参する判定資機材等

判定士は、実施本部、支援本部、応援都道府県等で準備する判定資機材とは別に、判定業務に必要な判定資機材を持参する。

## 第6 応急危険度判定の実施

- 1 判定作業は、実施本部又は判定拠点の判定コーディネーターが各班長に指示し、各班長が各判定士に判定コーディネーターの指示内容を伝達の上、実施する。
- 2 判定士は必ず判定終了時間、参集時間遅参の場合の対応を確認しておく。
- 3 判定実施区域への移動は、実施本部又は判定拠点で用意した輸送手段により移動する。
- 4 判定士は、判定作業を行う際には応急危険度判定士登録証を必ず携持するとともに、腕章等を身につけ、判定士として識別出来るようにする。
- 5 判定作業は、原則として2人1組で行う。
- 6 判定作業中及び移動中は、お互い危険に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な行動はしない。
- 7 緊急事態（余震その他の災害が発生した場合の障害等）及び判定における疑問等については、班長を通じ携帯等で実施本部又は判定拠点と連絡を行い、判定コーディネーターの指示を仰ぐ。
- 8 判定作業は、迅速かつ誠実に行い、被災地の住民に対し、誠意をもって対応する。
- 9 判定結果については、判断根拠を随時建築物ごとに記録する。
- 10 判定作業終了後、実施本部又は判定拠点に戻り、班長に判定結果等及び自己の健康状態の報告を行う。なお、判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物等については、その旨報告する。
- 11 班長は、各班から判定結果等の報告受け次第、判定結果の集計を行い、判定コーディネーターに集計結果の報告を行う。又、判定結果の中で特に注意を必要と報告された被災建築物等については、必要な措置について具申する。
- 12 判定士は、原則として実施本部又は支援本部で準備した宿泊施設に宿泊する。ただし、地元判定士は自宅に戻ることが出来る。その場合は翌日の判定活動について判定コーディネーターの指示を受ける。

## 第7 判定結果の表示

被災建築物判定終了後、判定結果に基づき被災建築物ごとに、当該建築物の出入口等の見易い場所に「危険」、「要注意」又は「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼る。  
判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記する。

## 第8 住民対応及びマスコミ対応

- 1 判定士は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために実施本部等で準備した判定のパフレットを持参し、必要に応じて配布する。
- 2 所有者（又は住居者等）が在宅していればその場で判定結果を知らせることとし、判定

についての質問等があった場合には、誠実かつ適切に回答するものとする。

- 3 現地で判定以外の業務を求められた場合、丁寧に断りし、速やかにその場を離れる。
- 4 判定に際して、所有者（又は居住者等）の理解を得られなかった場合、判定ステッカーを貼らずに、判定調査表にその旨の記録のみ残す。（ステッカーを剥がされた場合も同様）
- 5 日本語の通じない外国人居住者に対しては、英語等で書かれたステッカー及び判定結果説明書等をあらかじめ用意しておくことが望ましい。
- 6 マスコミとの対応方法については、事前に判定コーディネーターに確認しておく。

#### ○質疑応答の例

（緑の表示で）

「この建物は安全ですか。これからどうすれば良いのですか？」と聞かれた場合。

（答え）建物被害は軽微であり使用可能だと思われまます。今後とも注意して使用してください。

また、部分的に損傷しているところは早めに応急修理してください。何かありましたらステッカーに記載してある電話番号に電話してください。

（黄の表示で）

「要注意とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

（答え）（技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し）建物に立ち入る場合には、ステッカーの注記に書いてある内容にしたがって、十分注意してください。

（特に、就寝に使用できない場合は、必ずその旨を強調しておくこと。）

〇〇丁目の〇〇体育館を避難場所として用意していますので、ご希望の場合はご利用ください。

（赤の表示で）

「危険とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

（答え）建物は構造的に相当の被害を受けていますので、このままお住みになると危険です。

是非、市の担当部局（〇〇日以降は、災害対策本部）にご相談ください。電話番号は、ステッカーに記載してあります。

また、〇〇丁目の〇〇体育館を避難場所として用意していますので、早急に避難してください。

住民から、「何をしているか？」との問い合わせがあった場合。

（答え）（応急危険度判定士登録証を提示し、又、判定に係わるパンフレットを渡したうえで）私たちは〇〇市の要請により、被災した建物に引き続き居住できるかどうか、また二次災害の防止のため、建物の安全性（危険性）を判定しているところです。

(黄や赤の内容を見て)  
「言うことを聞かなければならないのか？」あるいは、「強制力はあるのか？」と問われた場合

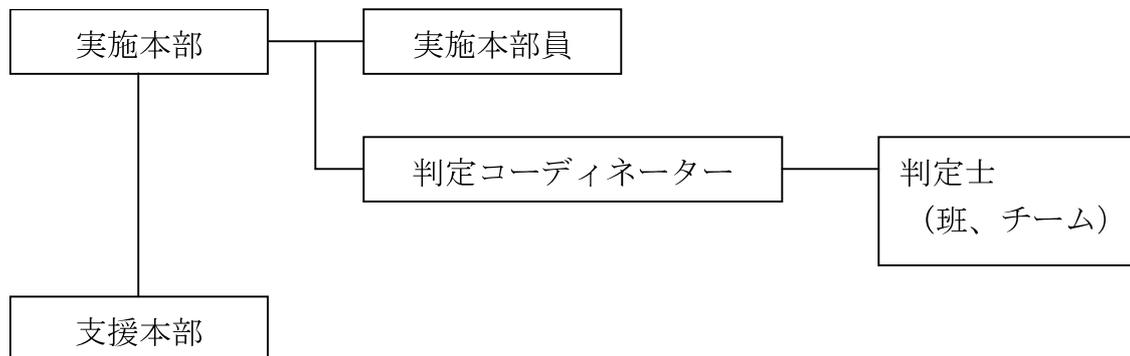
(答え) これらは、技術的見地からの勧告としての表示です。住民のみなさんの安全確保のため、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

制定 平成19年 2月 5日  
改正 令和 3年 4月 1日



## 4. 判定コーディネーター 業務マニュアル

## 組織図（例）



## 業務区分

### 実施本部員

- ・ 地元判定士の要請
- ・ 支援本部への判定コーディネーター、判定士の要請
- ・ 判定実施計画の作成
- ・ 判定資機材等の準備
- ・ 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等）
- ・ 住民への広報
- ・ 住民相談窓口の開設

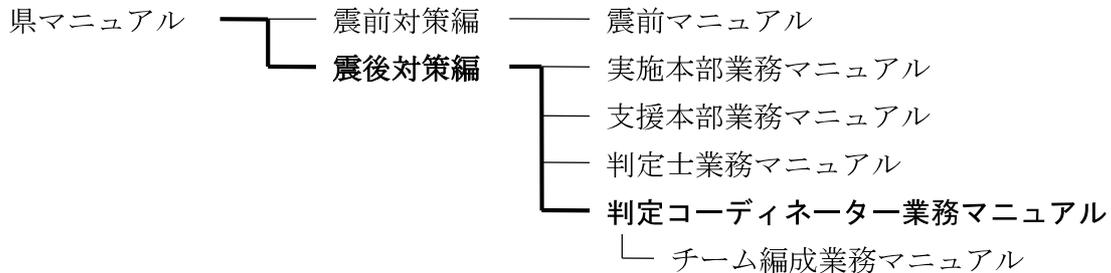
### 判定コーディネーター

- ・ 判定士の受け入れ準備（判定士機材の確認等）
- ・ 判定士の受付
- ・ 判定チーム・班編成
- ・ 判定士の判定作業の説明（ガイダンス等）
- ・ 判定結果の取りまとめ、実施本部への結果報告

## 第1 目的

このマニュアルは、被災した市町村が立ち上げた実施本部及び判定拠点において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う判定コーディネーターの業務について定めるものである。

[島根県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成]



## 第2 判定コーディネーターの業務

判定コーディネーターの業務は、以下の通りである。

- ① 判定実施準備
- ② 判定士の受け入れ準備、判定士の受付
- ③ 判定実施チーム及び班の編成
- ④ 判定資機材等の配付
- ⑤ 判定士に対する判定作業の説明
- ⑥ 判定士の健康状況の把握
- ⑦ 判定業務の開始
- ⑧ 判定結果の取りまとめ、実施本部への結果報告

## 第3 判定実施準備

判定コーディネーターは、実施本部（判定計画班）が策定した判定実施計画に基づき、実施本部員と協力して、判定業務に必要な資料の作成及び判定実施区域を各班ごとに配分するとともに、チームごとの判定実施区域を設定する等の準備を行う。

## 第4 判定士の受け入れ準備

判定コーディネーターは、判定実施計画に基づき判定開始日の前日までに、実施本部（後方支援班）に判定資機材等を依頼し、必要数量を確保する。

### 1 判定資機材の確認

「標準判定資機材一覧表」によるチェックを行い、不足するものがある場合には、所定の手だてを講ずる。

### 2 判定士の移動手段の確保

判定コーディネーターは、判定士の担当する判定実施区域までの移動手段とするために、実施本部員と協力して自転車やバイク等を確保する。

## 第5 判定士の受付

判定コーディネーターは、実施本部（判定支援班）で受け付けた名簿をもとに、判定士の受付を行う。

その場合、判定活動可能日数の確認を必ず行い、必要事項を受付台帳に記載する。

なお、受付にあたっては「標準判定資機材一覧表」をもとに判定士の持ち物を確認する。

## 第6 判定実施チーム及び班の編成

判定コーディネーターは、チーム編成業務マニュアルに基づき、判定チーム及び班の編成を行い、班ごとに班長及び副班長を任命する。

## 第7 判定資機材等の配付

判定コーディネーターは、必要に応じて以下に掲げる判定資機材等を班長又は副班長を通じて各判定チームに配付するものとする。

- ① 担当判定実施区域全体の地図
- ② 担当街区マップ
- ③ 判定調査表・判定ステッカー等の判定資機材
- ④ 建築物関係データ
- ⑤ 被災地情報（避難所の位置，火災発生地区，被災者への情報等）
- ⑥ 判定実施保留区域情報
- ⑦ 昼食
- ⑧ その他

## 第8 判定作業の説明

判定コーディネーターは、班長及び副班長に対して以下の内容を説明する。

- ① 担当する判定実施区域
- ② 判定実施方法（外観調査のみなのか、内観も含めて実施するのか。等）
- ③ 被災地の状況（危険区域，火災発生地区，救助活動区域等）
- ④ 気象状況（気温，風速，降雨等）
- ⑤ 余震情報（余震の震度，頻度，区域等）
- ⑥ 被災地情報（避難所の位置，被災者への情報等）
- ⑦ 出発時間，担当する判定実施区域への移動手段，集合時間，集合場所
- ⑧ 定時の連絡方法
- ⑨ その他

## 第9 判定業務の開始

判定コーディネーターは、実施本部長の指示により、各班長に対して実施本部が指示した移動手段を用いて担当する判定実施区域に移動し、判定業務に従事するよう指示する。

#### 第10 判定結果の取りまとめ、実施本部への結果報告

- 1 判定コーディネーターは、班長又は副班長から班ごとに集計した判定結果の報告を受け、判定業務当日分の判定結果を取りまとめ、実施本部（判定支援班）に報告する。
- 2 判定コーディネーターは、判定結果の報告の中で、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について、班長又は副班長から聴取した内容に基づき、実施本部員と協議の上、現地を再調査するなど実施本部の指示を受ける。

#### 第11 判定業務の中止

荒天等により判定の実施が危険と判断される場合は、実施本部（判定計画班）に対して状況を報告し、判定実施可否について指示を受ける。

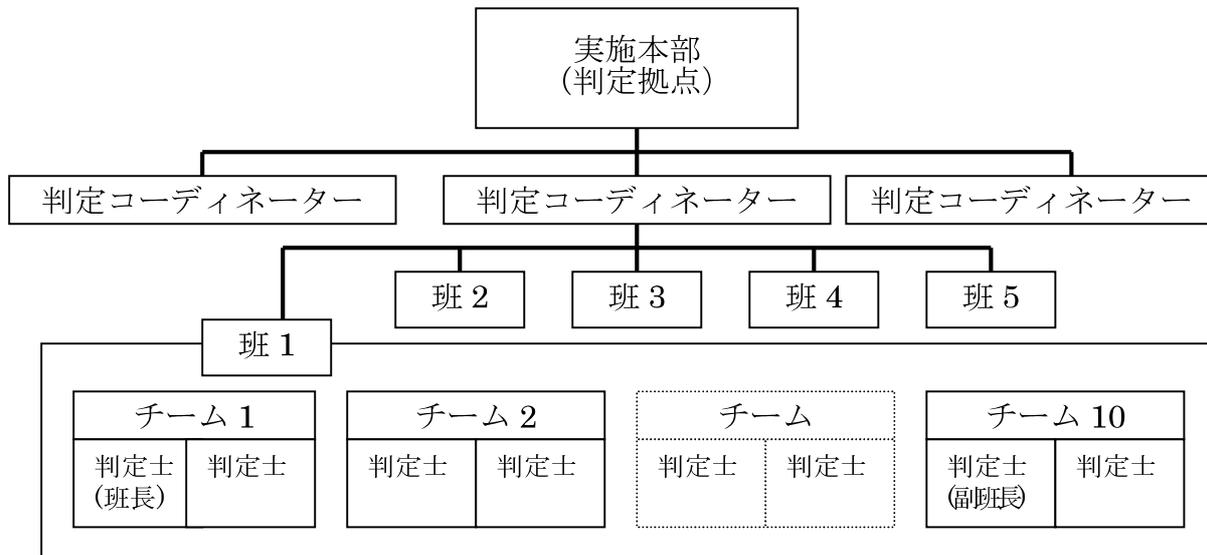
#### 第12 業務の終了

判定コーディネーターの業務は、判定実施が終了し、判定結果の集計、資料作成等の実施本部の業務が終了し、実施本部の解散をもって終了とする。

制定 平成19年 2月 5日  
改正 令和 3年 4月 1日



## 5. チーム編成業務マニュアル

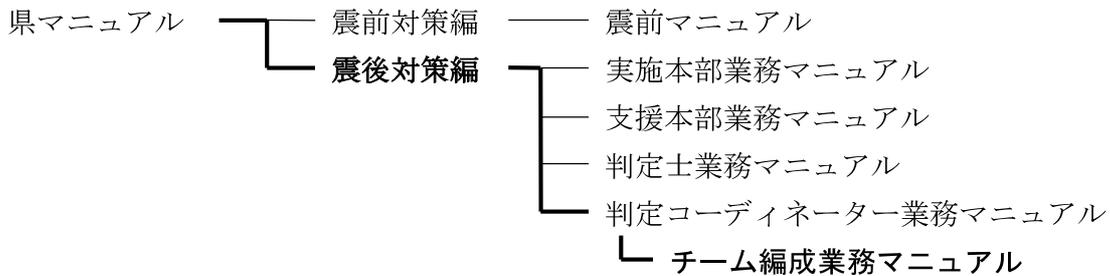


(実施本部業務マニュアルの実施本部組織図参照)

## 第1 目的

- 1 このマニュアルは、実施本部もしくは判定拠点に設置される判定コーディネーターの業務のうち、チーム編成に係る部分について定めるものである。
- 2 このマニュアルは、判定コーディネーター業務マニュアルの一部として、実施本部業務マニュアルを補完し用いられることを前提としている。

[島根県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成]



## 第2 判定士の組織編成

判定コーディネーターは、チーム及び班の編成を行う。

### (1) チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位。原則、判定士2名で構成される。

### (2) 班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

### (3) 判定コーディネーター

実施本部または判定拠点において、判定実施のために判定士の指導支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者。判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

## 第3 判定拠点での振り分け

各判定コーディネーターは協力して、参集した判定士を判定実施計画及び受付台帳に基づき、100名以内ごとのグループに振り分ける。

## 第4 チーム編成の実務

判定コーディネーターは、実施本部において策定した判定実施計画及び受付台帳により、以下の事項を確認してチームを編成する。

- ① 活動可能日
- ② 年齢
- ③ 被災値の地理に関する知識の有無
- ④ 判定経験の有無
- ⑤ 専門分野(建築士免許の種類等)

⑥ その他、判定士の申し出事項

【チーム編成例】

- a 判定実施期間が長期となる場合は、判定士の活動可能日を考慮する。例えば、活動可能日が同じ判定士をチームとする等。

なお、地元判定士以外の応援判定士は、応援都道府県ごとに判定活動を行うため、通常、判定実施期間は同じ期間になる。

- b 判定士の健康状態や年齢を考慮する。被災地では、公共交通機関が使用できない可能性があり、判定地区への移動は徒歩及び自転車等で行うことが予想されるため、遠距離の判定実施区域を担当するチームは、年齢の若い判定士によるチームとする等。

- c 判定実施区域の地理的条件等によりチーム当たりの1日の判定件数の増減も考慮する。

また、判定に際して被災宅地危険度判定を併せて行う場合や住民対応が必要となった場合等、3人以上にチームを増員する必要もある。

特に住民対応を行う場合は、地元判定士との組み合わせが望ましい。

- d 被災地の地理に詳しい者（地元判定士）とそうでない者（応援判定士）をチームとすることが理想であるが、地元判定士の数が不足することが考えられるため、この点については、オペレーションタイプ及び現場の状況に応じて編成するとよい。

○オペレーションタイプAの場合

このタイプは、判定実施区域として定めた区域内の建築物について、外観調査を中心として判定活動を行うので、班単位での行動が予想される。したがって、必ずしも地理に明るい人とチームを組む必要はない。（地元判定士が足りればその方が望ましい）

○オペレーションタイプBの場合

このタイプは、被災建築物の所有者等の要請により立ち入り調査を含む判定方法であるため、地元判定士が本業務に従事することを想定している。

- e 出来る限り判定経験者と未経験者のチームを編成するよう考慮する。

- f 判定対象建築物の規模構造等の明確な場合（特に避難所等の防災拠点となる施設の判定を行う場合等）は、建築に関する知識の程度や、得意分野（木造又はRCの専門等）等を考慮して、チーム編成を行う必要がある。

※例えば、木造密集地域等の判定を行うチームは、二級・木造建築士によるチームとし、都市部における判定は、一級建築士によるチームとする等

第5 班編成の実務

判定コーディネーターは、各チームの特性及び判定実施地域や判定対象建築物等の特性を考慮し最大10チームを1班とし、班長・副班長を任命する。

第6 チームの再編成

- 1 判定コーディネーターは、判定実施計画等の変更により現状のチーム編成では支障が生じる場合には速やかにチームの再編成を行う。

- 2 班長は、その班に属するチームの状況を常に把握し、現状のチームの編成が判定活動に支障等及ぼすと判断される場合は、判定コーディネーターに再編成を具申する。

制定 平成19年 2月 5日

改正 令和 3年 4月 1日



## 第3章 用 語



このマニュアルにおいて下記の用語を次のとおり定義する。

《ア行》

○応援判定士

実施本部が設置された市町村以外の市町村及び他の都道府県に在住する判定士をいう。

《カ行》

○行政職員

都道府県及び市町村の職員をいい、保険加入のために民間判定士と区分するために定義している。

○県・市町村災害対策本部

災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第23条第1項に基づき設置されたものをいう。

○広域支援本部

被災建築物応急危険度判定広域支援本部を略して「広域支援本部」という。

支援本部からの要請により幹事等都道府県に設置され、ブロック協議会内の被災していない都道府県の支援の取りまとめを行う。

《サ行》

○支援本部

被災建築物応急危険度判定支援本部を略して単に「支援本部」という。

「支援本部」とは、判定の実施を支援するために、島根県に設置される本部をいう。

○支援本部長

被災建築物応急危険度判定支援本部長を略して単に「支援本部長」という。

「支援本部長」とは、判定の実施を支援するために、島根県災害対策本部長又は災害対策本部が設置されるまでの間における島根県知事が任命する、判定を所管する建築住宅課長をいう。

○実施本部

被災建築物応急危険度判定実施本部を略して単に「実施本部」という。

「実施本部」とは、市町村災害対策本部の下に組織される判定を実施するために市町村に設けられる判定を行うための実施本部をいう。

○実施本部員

実施本部において、実施本部長の補佐を行う行政職員をいう。

○実施本部長

被災建築物応急危険度判定実施本部長を略して単に「実施本部長」という。

「実施本部長」とは、判定を実施するために災害対策本部長等から任命される、各市町村における、判定を主管する主管課長をいう。

○地元判定士

被災地において市町村災害対策本部が設置された場合、当該本部設置市町村に在住する判定士をいう。

○地元判定士等

地元判定士及び地元判定コーディネーターを総称して「地元判定士等」という。

○全国協議会

全国被災建築物応急危険度判定協議会を略して単に「全国協議会」という。

「全国協議会」とは、大規模な地震が発生した場合、被災建築物の判定の実施をより迅速にかつ的確に実施していくため、判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に相談を行い、判定の実施体制の整備を推進していく必要があり、これらの中心的な担い手として国土交通省及び都道府県、建築関係団体が発起人となり、全国47都道府県及び建築関係団体等が構成員となって平成8年4月5日に設立された。

《タ行》

○地域防災計画等

地域防災計画、あるいは震災予防条例等をいう。

○チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位、原則判定士2名で構成される。

○チーム編成マニュアル

判定コーディネーターが、チーム及び班編成を行う際の業務について作成されたマニュアルをいう。

《ハ行》

○班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

○班長、副班長

判定のために被災地で活動する班の代表者及び班長の補助、或いは代理を行う副代表者

○判定

被災建築物応急危険度判定を略して単に「判定」という。

○判定拠点

被災建築物応急危険度判定拠点を略して単に「判定拠点」という。

「判定拠点」とは、被災地での情報収集及び判定実施のために必要な場合に災害対策本部長等が設置する、被災地あるいはその周辺における判定の拠点をいう。

○判定コーディネーター

被災建築物応急危険度判定コーディネーターを略して単に「判定コーディネーター」という。

「判定コーディネーター」とは、実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者で、判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

○判定コーディネーター業務マニュアル

判定コーディネーターの業務について定めたマニュアルをいう。

○判定士

被災建築物応急危険度判定士を略して単に「判定士」という。

「判定士」とは、判定を実施するために、都道府県より認定されたものをいう。

○判定士等

判定士、判定コーディネーターを総称して判定士等という。

○判定資機材

別紙に定められた判定に使用する資機材。

○判定実施

被災建築物応急危険度判定の実施を略して単に「判定実施」という。

「判定実施」とは、実施本部により決定され、被災建築物の判定を実施することをいう。

○判定実施オペレーションタイプ

実施本部が、判定実施にあたり災害規模に応じ、判定実施区域の状況、動員可能となる判定士、判定コーディネーターの数、判定実施期間等を考慮の上決定する判定方法のことをいう。

○判定実施計画

実施本部長が策定する被災市区町村における判定実施の計画のことをいう。

○被災度区分判定

被災度区分判定は、損傷率と損傷状況という2つの観点から調査が実施され、調査結果は部位毎に5つの被災度（軽微、小破、中破、大破、破壊）に区分される。

当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的に行われる。

○ブロック協議会

地震による大規模災害時の広域的支援に備え、地域毎に設立された広域被災建築物応急危険度判定協議会をいう。

《マ行》

○民間判定士等

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることのできる以外の者で、都道府県が判定士又は、判定コーディネーターとして登録した者をいう。

○民間判定士等補償制度

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」の略  
民間判定士等を対象とした補償制度を、全国協議会が平成10年7月1日に創設した。

○民間判定士等補償要領

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」の略をいう。

《ラ行》

○り災証明

り災証明は、家屋の財産的被害程度の認定のためのもので、被災者生活再建支援法等による被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市区町村長が証明するもの。

り災証明交付のための「住家被害認定調査」は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度（全壊、半壊等）を明らかにするもの。

《その他》

- この業務マニュアルに定めのないものは、“被災建築物応急危険度判定マニュアル”の定めるところ、あるいは、他の業務マニュアルの定めるところによる。

# 標準判定資機材一覽表



## 標準判定資機材一覧表

区分	判定資機材	準備者			備品
		市町村	島根県	判定士	
A	★登録証		○		判定士が携帯する。
	★腕章		○		
	★判定調査表	○	△		
	★判定ステッカー	○	△		
	★判定マニュアル (判定士手帳)		○		島根県が作成し配布する。
	★ヘルメット用シール		○		
	ヘルメット			○	
	判定街区マップ	○			分散し保管する。
	筆記用具			○	
	下げ降り		○		
	クラックスケール		○		
	ガムテープ	○			
	雨具(ビニール合羽)※			○	
	防寒具(ジャンパー、ミカイ)※			○	
	水筒※			○	
マスク※			○		
B	バインダー(台紙)	○			
	コンベックス			○	
	軍手			○	
	携帯電話	○	○	○	協力して準備する。
	ナップザック			○	
C	ハンマー(打診器)		○		
	双眼鏡			○	
	ペンライト			○	
	ホイッスル			○	
	ポケットカメラ			○	
	コンパス(方位磁石)			○	

注) ★印は、全国的に様式等の統一を図るもの。

区分 A：応急危険度判定時に最低必要なもの

B：判定時にあった方がよいもの

C：判定時にできればあると便利なもの

※印は、状況によっては必要ない場合もある。

△印は、従として準備する。



## 關係機關連絡先一覽



## 関係機関連絡先一覧

## 1 県内市町村連絡先一覧 (R3. 4. 1 時点)

市町村名	所管課名	TEL	FAX	E-mail
松江市	建築指導課	0852-55-5347	0852-55-5532	ke-shidou@city.matsue.lg.jp
出雲市	建築住宅課	0853-21-6740	0853-21-6594	kenchiku@city.izumo.lg.jp
浜田市	建築住宅課	0855-25-9632	0855-23-0900	kenchiku@city.hamada.lg.jp
益田市	建築課	0856-31-0668 内線(6403)	0856-31-0005	kenchiku@city.masuda.lg.jp
大田市	建築営繕課	0854-83-8105	0854-82-1722	o-kentiku@city.ohda.lg.jp
安来市	建築住宅課	0854-23-3325	0854-23-3381	kenchiku@city.yasugi.lg.jp
江津市	建築住宅課	0854-40-1415	0855-52-1379	kenchikujutaku@city.gotsu.lg.jp
雲南市	建築住宅課	0854-40-1065	0854-40-1069	kenchikushidou@city.unnan.lg.jp
奥出雲町	建設課	0854-52-2675 内線(4231)	0854-52-2377	m-saeki@town.okuizumo.shimane.jp
飯南町	建設課	0854-76-3942	0854-76-3943	kensetsu@iinan.jp
川本町	地域整備課	0855-72-0637 内線(222)	0855-72-0635	k-ishibashi@town.shimane-kawamoto.lg.jp
美郷町	総務課	0855-75-1211 内線(215)	0855-75-1218	yoshimura-takeshi@town.shimane-misato.lg.jp
邑南町	建設課	0855-95-1120	0855-95-0171	uzuta-toshiya@town.ohnan.lg.jp
津和野町	建設課	0856-74-0081	0856-74-0064	atsuo-kimura@town.tsuwano.lg.jp
吉賀町	税務住民課	0856-77-1113	0856-77-1891	jyumin@town.yoshika.lg.jp
海士町	環境整備課	08514-2-1827	08514-2-0208	shintani-noriko@town.ama.shimane.jp
西ノ島町	観光定住課	08514-7-8131	08514-7-8025	hara-yusuke@town.nishinoshima.shimane.jp
知夫村	産業建設課	08514-8-2211 内線(110)	08514-8-2093	yada-r@vill.chibu.lg.jp
隠岐の島町	建設課	08512-2-8564	08512-2-3302	muroyama-k0502@town.okinoshima.shimane.jp

## 2 中・四国ブロック各県連絡先一覧

機関名	TEL	FAX	E-mail
★幹事県 広島県土木建築局建築課	082-513-4159	082-223-2397	dokenchiku@pref.hiroshima.lg.jp
鳥取県生活環境部くらしの安心局 住まいまちづくり課	0857-26-7391	0857-26-8113	sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp
岡山県土木部都市局建築指導課	086-226-7504	086-231-9354	kenmachi@pref.okayama.lg.jp
山口県土木建築部建築指導課	083-933-3835	083-933-3869	
徳島県県土整備部住宅課 建築指導室	088-621-2595	088-621-2871	kenchikushidoushitsu@mail.pref.tokushima.jp
香川県土木部建築指導課	087-832-3560	087-806-0239	kenchiku@pref.kagawa.lg.jp
愛媛県土木部道路都市局 建築住宅課	089-912-2757	089-941-0326	kenchikujuut@pref.ehime.lg.jp
高知県土木部建築指導課	088-823-9891	088-823-4119	172901@ken.pref.kochi.lg.jp

## 3 その他関係機関連絡先一覧

機関名	TEL	FAX	E-mail
国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室	03-5253-8514	03-5253-1630	suzuki-k2ep@mlit.go.jp
一般財団法人日本建築防災協会	03-5512-6451	03-5512-6455	kousaka@kenchiku-bosai.or.jp
一般社団法人島根県建築士会	0852-24-2620	0852-24-3780	info@aba-shimane.or.jp